

「2016年合格目標 桜島道場 空欄穴埋め復習道場〔国年&厚年編〕」から  
第48回社労士試験【選択式】厚年法 - 空欄Aの出題が **的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RL16194 p.8 No.1]

1. 60歳代前半の在職老齢年金について、「基本月額」とは、老齢厚生年金の額(加給年金額を**除く**)を12で除して得た額をいい、「**総報酬月額相当額**」とは、その者の標準報酬月額とその月以前の1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算して得た額をいう。

本試験出題はこうでした！

第48回 社労士試験 問題  
〔選択式〕 厚年法 【空欄A】

- 1 (中略) その者の標準報酬月額とその月以前の1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算して得た額(以下「**A**」という。)及び老齢厚生年金の額(厚生年金保険法第44条第1項に規定する加給年金額及び同法第44条の3第4項に規定する加算額を除く。以下同じ。)を12で除して得た額(以下「基本月額」という。)との合計額が(以下略)

解答 **A** → ⑫総報酬月額相当額

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。